

お知らせ

令和7年度物品購入に係る定時見積の実施について

北海道教育庁根室教育局では、令和7年度中に発注する予定価格が30万円未満の事務用品の購入契約について、次のとおり定時見積の方法で発注・契約しますのでお知らせします。

1 対象契約

事務用消耗品（用紙・文具等）及び事務用機器

2 参加資格の要件

次の(1)又は(2)のいずれかの者であること。

(1) 北海道が発注する物品の購入に係る競争入札参加資格者

(2) 次のいずれかの要件を満たす事業者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務を履行しており（当該届出の義務がない場合を除く。）、かつ、道内に本店（個人にあつては当該個人及び事業所の住所をいう。）を有する事業者のうち、道に対し物品の供給を行おうとする事業者ア 「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。

イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、物品の供給事業を新たに開始した事業者であつて、事業開始後1年未満であること。

3 参加申込み及び参加者の指名

随時参加申込みを受け付け、当局が参加者の指名をします。

なお、これまでに当該参加者の指名を受けた者は、特別な事情がない限り、当該申込書を提出したものとみなすため、改めて申込書を提出する必要はありません。

4 実施内容

(1) 毎週木曜日（木曜日が閉庁日の場合は、翌開庁日。）の9時に「見積目録」の電子データを電子メールで参加者あて送信し提示します。また、9時から17時まで、当局内において「見積目録」を提示します。

(2) 見積目録の提示を行う日の9時からその翌日（閉庁日に当たる場合はその翌開庁日）の12時までに当局執務室に設置する見積箱に見積番号を記載した見積書を投函若しくは見積目録に掲載された見積提出用メールアドレスに見積書の電子データを電子メールで提出してください（郵送は受け付けません。）。

なお、見積書は、品目ごとの単価及び金額が分かるように記載してください。

(3) 見積合せの結果、「見積目録」ごとに最低価格で見積もった者と契約します。

(4) 見積結果については、当局企画総務課において、契約の相手方を記載した見積目録を閲覧に供し、公表します。

5 その他

詳細については、当局企画総務課総務係までお問い合わせください。

企画総務課総務係 担当：森野
TEL：0153-24-5830 FAX：0153-24-8520
E-MAIL：morino.takahiro@pref.hokkaido.lg.jp

物品の購入に係る定時見積参加申込書

令和 年 月 日

北海道教育庁根室教育局長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

資格者名簿番号 ()

※競争入札参加資格者のみ記載すること。

令和7年度において、根室教育局が行う物品の購入に係る定時見積りに参加したいので、申し込みます。

参加を希望する対象契約	備考
1 事務用消耗品（用紙・文具等）の購入契約	
2 事務用機器の購入契約	

※ 参加を希望する契約を○で囲んでください。

※この欄は、押印を省略する場合に記載してください。

	氏 名	連絡先
本件責任者		
担当者		